

## DV と児童虐待

■キーワード：DV、児童虐待

■相談者：女性（30 歳代、パートタイム勤務）

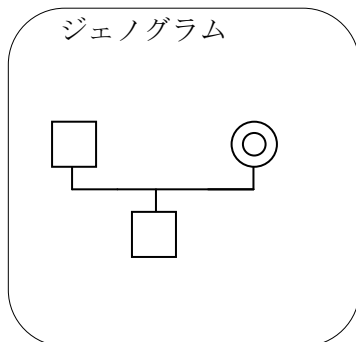
■家族状況

○夫（30 歳代）

○子ども（長男、3 歳）

■相談の主訴

DV を受けている。シェルターに入り、離婚して、生活保護を受けたい。



■相談の経路

市の DV 相談窓口からの紹介。

■相談内容等

夫の DV によって精神的に不安定になり精神科に入院している相談者から、市の DV 相談窓口で電話があった。訴えの内容は、「夫と離婚し、子どもは夫に任せ、生活保護を受けながら病院に通うことのできる生活場所を得たい」ということであった。その後、来所され、より詳しく話を聞く中で、人権相談窓口でも話を聞くこととなった。人権相談窓口では、「夫とはすぐに喧嘩になってしまう。夫から殴られることがあり、恐怖で心理的に不安定になっている」などの話がなされた。

■対応

相談者は、話をする中で冷静になり、「すぐに保護を希望しているわけではない。夫との関係修復についてまずは考えたい。」との結論に至った。このため、警察立ち会いのもとで夫と話し合うよう勧め、話し合いの日程を設定した。しかし、当日に、相談者から、「夫の声を聴くだけで身体が震えるため、キャンセルしたい」との連絡が入り、キャンセルすることになった。

その後、DV 相談窓口から、「本人が希望をするのであれば、子どもと一緒にシェルターで保護することが出来る」との助言があり、相談者は、シェルターに行くことを決断した。しかし、シェルターに連れて行くために、相談者が幼稚園に子どもを迎えに行ったところ、以前から相談者の子育てに関して問題があると認識していた幼稚園が、夫の許可なく子どもを引き渡すことはできないと判断し、引き取らせなかった。

相談者は、幼稚園に行った後、そのまま相談窓口を訪れた。相談者は一時保護を希望していたことから、DV 相談窓口との検討を経て、相談者のみの一時保護を決定した。しかし、出発直前に、幼稚園から連絡を受けた夫から、「一時保護は待つほしい」との連絡があり、

相談者本人も翻意したことから、一時保護は保留することとし、相談者は、ホテルに泊まることになった。

翌日、相談員と幼稚園園長とで話し合いの場をもった。園長からの話により、相談者が子育てに無関心な様子や、相談者による児童虐待の疑いがあるため関係機関と連携をしていることがわかった。

また、相談員は夫とも話し合いを行った。夫からは、今後暴力はふるわない、また子どもを第一に考えて生活していくといった発言があった。

その後、園長立ち会いのもと、相談者と夫が長い時間をかけて話し合った結果、相談者と夫との距離が近づいたため、一時保護はせず、相談者は家に戻る事となった。

その5日後に、相談者が、子どもを連れて再び来所した。「家に戻ったら、やはり自分に夫は暴言を吐くし、手をあげそうになる、子どもを連れて出ていくと宣言してきた」とのことであった。子どもも一緒であるため、子育て支援課も加わり、今後の方向性を話し合い、本人の意思確認を行った。検討の結果、シェルターでの一時保護を経て、母子生活支援施設へ入所することを決めた。

母子生活支援施設に入所して数日で、「子どもを連れて施設を出たい」と相談者から電話があった。相談員からは、「住む場所が確定されずに退所することは基本的に出来ない」、「出てしまった場合は浮浪母子といった扱いになるため、児童相談所を通して子どもたちは保護される可能性がある」、「DVの場合は遠方に住居設定する必要がある」ことを伝えた。これを受けて相談者は、「児童相談所に保護されるくらいなら、子どもは夫のもとに返し、自分だけホテルに宿泊したい」との意向を示した。このため、相談者と子どもは、児童相談所を通じて、子どもが通っていた幼稚園に移送し、子どもは、幼稚園を通じて夫のもとに戻す事となった。相談者はホテルに泊まっていたが、その後、「夫に連絡して和解した」と電話連絡があった。相談員からは、継続して相談をしてほしい旨を伝えた。

#### ■評価および今後の課題

事実が明確ではなく、相談者の決断も定まらない中、各関係機関との連携を図り、より添いながら対応をしている事例と考える。DV相談にもかかわらず、夫婦間の話し合いを複数回設定した珍しいケースであるとともに、幼稚園がその調整役として重要な役割を果たしていることも他ではないケースといえる。今回のように相談者が精神的に不安定な場合や、子どもを中心に支援しようとした場合、一概に一時保護を被害者とされる相談者の言い分のみで判断することは難しい。加害者、被害者の状況を丁寧に当事者および関係機関から情報収集し、判断していく必要がある。また、継続支援を行う中で、ケース検討会議を開催し、よりよい支援を常に検討していくことが重要となる。また、このケースのように一旦シェルターを利用し、事実を確認したり、感情が落ち着くのを待ったりということも柔軟に対応できることも有用である。

今後は、医療機関や養育訪問支援事業など虐待防止策とも連携しながら、支援をしていくことも必要である。また、夫や子どもへの支援ということも併せて行える体制の構築ということも忘れてはならない。相談者が何をきっかけで、いつ相談があるか予測がつかないため、受容しながらいつでも相談ができるといった関係性が重要である。

#### ■連携が想定される資源

医療機関（精神科）

警察

DV 相談窓口

子ども支援課

児童相談所

幼稚園

シェルター

母子生活支援施設

■利用が想定されるサービス

養育支援訪問事業

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）